

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

### 1. 競争入札に付する事項

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 入札件名      | 松山若草合同庁舎エレベーター設備改修工事に伴う発生材売払業務   |
| (2) 業務場所      | 〒790-0808 愛媛県松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎                                       |
| (3) 業務概要      | 仕様書のとおり  |
| (4) 業務期間      | 契約締結日の翌日から令和6年7月31日(水)   |
| (5) 証明書等の受領期間 | 令和6年5月17日(金)から令和6年6月3日(月)<br>(平日(土日祝を除く)9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分) |
| (6) 入札書の受領期限  | 令和6年6月13日(木) 10時50分  |
| (7) 開札の日時及び場所 | 日 時: 令和6年6月13日(木) 11時00分<br>場 所: 愛媛県松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎 7階 共用会議室       |

### 2. 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 令和4・5・6年度の資格審査結果通知書(全省庁統一資格)において、資格の種類「物品の買受け」で営業品目が「その他」のA、B又はC等級に格付けされ、四国地域の競争参加資格を有する者又は当該競争参加資格を有していない者で、証明書等の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立をしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。なお会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者であること。
- (5) 当局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、または同担当官等が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは当局の入札等の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (6) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(分任契約担当官が特に認める者を含む)であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 当該入札に関する入札説明書の交付を受けた者であること。
- (9) 下記4の入札事項等の説明及び入札説明書等の交付を受け、入札参加申込を行いその審査に合格した者であること。

3. 契約条項を示す場所

愛媛県松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎 7階

四国財務局松山財務事務所総務課（合同庁舎管理係）

電話 089（941）7185（代表）

4. 入札事項等説明及び入札説明書等の交付の期間、場所

(1) 現地確認： 令和6年6月4日（火）又は令和6年6月5日（水）の当所が指定する時間

(2) 期 間： 令和6年5月17日（金）から令和6年6月3日（月）

（平日（土日祝を除く） 9時から12時及び13時から17時）

(3) 場 所： 愛媛県松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎 7階

四国財務局松山財務事務所総務課（合同庁舎管理係）

(4) 問い合わせ先： 四国財務局松山財務事務所総務課（合同庁舎管理係）

電話 089（941）7185（代表）

5. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：免除。

(2) 契約保証金：免除。

6. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札参加申込書又は提出資料に虚偽の記載をした者のした入札及び、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7. 入札書の記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8. 契約書作成の要否

契約締結に当たっては契約書を作成するものとする。

9. その他

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格以上で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

以上

令和6年5月17日

分任契約担当官

四国財務局松山財務事務所長 宮本 克久